

北海道地域防災計画の修正の概要について

(本編、地震・津波防災計画編、原子力防災計画編)

1 北海道地域防災計画について

「北海道地域防災計画」は、災害対策基本法第 40 条の規定に基づき、北海道、市町村、指定地方行政機関（国の出先機関）、指定公共機関（通信、交通、電力、報道機関ほか）等の処理すべき事務又は業務の大綱等を定めるため、北海道防災会議（会長：北海道知事）が作成するもの。

【北海道地域防災計画の構成】

本 編

防災組織、災害予防、災害応急対策、災害復旧・被災者援護 等

地震・津波防災計画編

地震想定、予防・応急対策、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策 等

原子力防災計画編

原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、原子力中長期対策 等

2 計画修正の趣旨

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更や令和 4 年 2 月の札幌圏を中心とする大雪など道内で発生した災害を踏まえた所要の修正のほか、防災基本計画や原子力災害対策指針の改正を踏まえた修正を行う。

3 主な修正の概要

(1) 本編

【第2章 北海道の概況】

- 災害の概況として、「令和4年2月の札幌圏を中心とする大雪」など直近の災害事例を記載（第2節）

【第3章 防災組織】

- 気象庁が公表するキキクル（災害危険度の予測情報）の改善に伴う修正（第2節）
 - ・うす紫（警戒レベル4「非常に危険」）と紫の統合
 - ・黒（警戒レベル5「災害切迫」）の新設

【第4章 災害予防計画】

- 関係機関と連携し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努める旨を記載
- 令和4年2月の札幌圏を中心とした大雪に係る対応の検証結果等を踏まえ、北海道雪害対策連絡部構成機関と協議し、令和4年11月1日に改正した「北海道雪害対策実施要綱」を反映（第13節）

【第5章 災害応急対策計画】

- 災害時の氏名等の公表に係る取扱いを記載（第3節）
- 市町村における避難指示等の発令に当たり、必要に応じ、気象防災アドバイザー等による助言等を活用して適切に判断を行う旨を記載（第4節）
- 国・道・市町村の間で避難所の開設状況の共有に努める旨を記載（第4節）

(2) 地震・津波防災計画編

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更を踏まえた修正

(3) 原子力防災計画編

- 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施について記載（第3章第5節、第3章第7節）